

福島市上下水道局 公告第58号

水道料金徴収等包括業務委託について、下記のとおり総合評価方式による制限付一般競争入札を行うので、福島市上下水道局会計規程(以下「会計規程」という。)第163条に基づき公告する。

令和8年8月31日

福島市上下水道事業管理者
杉内 剛

記

1	業務委託名	水道料金徴収等包括業務委託
2	業務委託場所	(ア)水道施設管理センター(福島市小倉寺字赤坂12番地)内の福島市水道料金お客さまセンター及び当直室 (イ)福島市役所本庁舎7階上下水道局給水課内の発注者が指定する場所
3	業務委託概要	水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の徴収業務等及び下水道事業受益者負担金の収納業務並びに給水装置業務を委託するもの
4	契約期間(委託期間)	契約締結日から令和14年3月31日 (令和9年4月1日から令和14年3月31日)
5	予定価格	非公表
6	最低制限価格	無
7	低入札価格調査について	
	① 調査基準価格	有
	② 失格判断基準価格	有
	③ 業務委託費積算内訳書の提出	有
8	入札参加形態	単体企業又は特定業務委託共同企業体の混合
9	入札方式	総合評価方式
		本業務委託は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
10	単体企業及び特定業務委託共同企業体入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、上下水道事業管理者による当該業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者
	① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者	
	② 単体企業及び特定業務委託共同企業体の場合における構成員が福島市における令和7・8年度競争入札参加資格の認定を受けている者	
	③ 福島市上下水道局において競争入札参加停止期間中でない者	
	④ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。	
	単体企業で入札に参加する場合の資格要件	
	① 登録内容	令和8年度業務委託有資格業者名簿においてその他業務に登録があり、プライバシーマーク又はISMSの情報セキュリティ関連認証を取得している者
	② 所在区分	
	③ 統括責任者及び技術者の配置	(ア)統括責任者として2年以上の実務経験を有する者、または、統括責任者を補佐する業務の実務経験を5年以上有する者を配置できる者 (イ)水道法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者の資格を有する者を配置できる者 なお、(ア)(イ)の技術者は兼ねることができる。
	④ 受注実績	令和3年度以降に人口20万人以上の自治体において、次に示した業務全ての受注実績を元請として3年以上有する者 (1)受付業務 (2)メーター検針・開閉栓(精算)業務 (3)滞納整理業務 (4)給水装置業務

特定業務委託共同企業体を結成する場合の資格要件			
①	構成員の数	構成員は2者又は3者とする	
②	構成員の組み合わせ	構成員の組合せは代表構成員の資格要件を満たす者と、その他の構成員の資格要件を満たす者との組合せとする。 ただし、構成員は単体企業での参加及び他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。	
③	代表構成員	代表構成員は構成員のうち出資比率の大きい方でなければならない	
④	構成員の最小出資比率	2者の場合：構成員の最小出資率を30%以上とする 3者の場合：構成員の最小出資率を20%以上とする	
⑤	代表構成員の資格要件		
	i	登録内容	令和8年度業務委託有資格業者名簿においてその他業務に登録があり、プライバシーマーク又はISMSの情報セキュリティ関連認証を取得している者
	ii	所在地区区分	
	iii	統括責任者及び技術者の配置	(ア)統括責任者として2年以上の実務経験を有する者、または、統括責任者を補佐する業務の実務経験を5年以上有する者を配置できる者 (イ)水道法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者の資格を有する者を配置できる者 なお、(ア)(イ)の技術者は兼ねることができる。
	iv	受注実績	令和3年度以降に人口20万人以上の自治体において、次に示した業務全ての受注実績を元請として3年以上有する者 (1)受付業務 (2)メーター検針・開閉栓(精算)業務 (3)滞納整理業務 (4)給水装置業務
⑥	その他の構成員の資格要件		
	i	登録内容	
	ii	所在地区区分	福島市内に本店を有する者又は福島市内に支店・営業所等を有し、その支店・営業所等を委任先・連絡先として登録済みの者
	iii	統括責任者及び技術者の配置	
	iv	受注実績	
総合評価に関する事項			
11	①	落札者の決定方法	入札参加者は、「価格」及び「業務体制に関する事項」「地域貢献に関する事項」等をもって入札に参加し、次の(1)の要件に該当する者のうち、②の総合評価の方法によって得られた数値(以下「合計評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。 ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、合計評価点の最も高い者を落札者としてすることがある。 (1)入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
	総合評価の方法		
	②		合計評価点は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。
		i	合計評価点＝非価格評価点＋価格評価点(配点25×(最低入札価格／入札価格)) 価格評価点については、小数点第2位以下切り捨てとする。 なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。
		ii	非価格評価点と価格評価点の配点は、次のとおりとする。 非価格評価点 40点 価格評価点 25点
		iii	非価格評価点は、別表1の落札者決定基準に定める評価項目(1～7)について評価を行う。
		iv	落札者となるべき最も高い合計評価点の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引き抽選を行う。
	③	落札者決定基準	別表1 落札者決定基準のとおり
	業務仕様書等の閲覧・貸与について		
	12	閲覧・貸与場所	
		①	i
ii			貸与場所 福島市上下水道局 上下水道総務課 管財契約係
閲覧・貸与期間			
②		i	閲覧期間 令和8年8月31日(月)から令和8年9月14日(月)のシステム利用時間内 (ただし土曜日・日曜日・祝日を除く)
ii	貸与期間 令和8年8月31日(月)から令和8年9月14日(月)の午前9時から午後4時まで (ただし土曜日・日曜日・祝日を除く) ※返却日は、貸出日の翌開庁日午後4時まで		

13	閲覧・貸与方法	
	③ i	閲覧方法
		福島市入札情報公開システムにて、下記パスワードを入力し、閲覧及びダウンロードすること。
	ii	パスワード(半角英数字)
		i8200052
14	④ その他	
	期間内に業務仕様書等の閲覧が確認できない場合、入札参加申請は認められない。	
	質問について	
	① 質問方法	
	質問書により、上下水道総務課へ持参又はFAXすること。 FAX 024-535-1133	
15	② 質問期限	
	令和8年9月14日(月) 午後4時まで	
	③ 質問に対する回答	
	令和8年9月18日(金)までに福島市上下水道局ホームページ及び福島市入札情報公開システムにより回答する。	
	④ 回答閲覧期間	
	令和8年9月18日(金)から令和8年11月2日(月)まで	
14	入札参加資格の確認申請の提出について(共同企業体の場合、構成員のいずれかが閲覧していること)	
	入札参加資格の確認申請の提出書類	
	(ア)資料の作成等に係る費用は提出者の負担とし、返却は行わない。 (イ)提出された資料を上下水道局は無断で使用するできないものとする。 (ウ)提出された資料の内容変更、差替え、再提出は認められない。ただし、上下水道事業管理者が認める場合はこの限りでない。 (エ)申請内容に虚偽の記載が明らかになった場合は、当該入札参加資格の取消し、又は契約解除及び、競争入札参加停止等の対象とする。	
	i	資格確認申請書
	様式1-1又は1-2 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書	
	ii	特定業務委託共同企業体協定書
	特定業務委託共同企業体協定書の写し(別紙:協定書様式) (特定業務委託共同企業体で参加する場合)	
	iii	受注実績
	様式2 事業者の受注実績 (ア)実績を証明する契約書の写し (イ)実績が確認できる資料の写し	
	iv	配置予定の統括責任者及び技術者
	様式3 配置予定統括責任者及び主任技術者業務経歴等通知により提出。 なお、次の(ア)、(イ)を添付するものとする。 (ア)実務経験を証明できるもの (イ)水道法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者の資格を有すると認められる証明書の写し ※配置予定統括責任者、技術者の通知については、それぞれ様式3の通知を作成すること。	
15	v	その他の提出書類
	(ア)労働条件 労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況を確認できるもの ・就業規則の写し ・労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書の写し (イ)賠償保険加入状況 不測の事態に対応する為、賠償保険の加入状況を確認できるもの ・保険証書の写し等 (ウ)プライバシーマーク又はISMSの情報セキュリティ関連認証の写し	
	② 提出方法	
	上下水道総務課へ持参又は郵便入札時の注意事項を参照のうえ、日本郵便(株)福島中央郵便局留の一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとする。	
	③ 提出先	
15	福島市上下水道局 上下水道総務課 管財契約係	
	④ 提出期間	
	令和8年8月31日(月)から令和8年9月25日(金)まで(必着)	
15 入札参加資格の決定		令和8年10月1日(木)ただし、参加資格者名は入札時まで非公表 (ア)競争入札参加資格確認通知書は、決定後郵送にて送付する。 (イ)入札参加資格がないと認められた者は、理由の説明を求めることができる。

業務計画書の提出について		
16	① 提出書類	様式4-1又は4-2 業務計画書 (競争入札参加資格確認通知書の写しを添付すること。) (ア)業務計画書については、別表1の落札者決定基準に定める評価項目に基づき、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き両面印刷で表紙を除き総頁数8頁を限度として作成すること。 (イ)補足資料については、受付けない。 (ウ)資料の作成等に係る費用は提出者の負担とし、返却は行わない。 (エ)提出された資料を上下水道局は無断で使用することができないものとする。 (オ)提出された資料の内容変更、差替え、再提出は認められない。ただし、上下水道事業管理者が認める場合はこの限りでない。 (カ)計画内容に虚偽の記載が明らかになった場合は、当該入札参加資格の取消し、又は契約解除及び、競争入札参加停止等の対象とする。
	② 提出部数	原本1部、副本1部とする。
	③ 提出方法	上下水道総務課へ持参又は郵便入札時の注意事項を参照のうえ、日本郵便(株)福島中央郵便局留の一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとする。
	④ 提出先	福島市上下水道局 上下水道総務課 管財契約係
	⑤ 提出期限	令和8年10月6日(火)から令和8年10月26日(月)まで(必着)
	入札方法について	
17	① 入札方法	持参又は郵便による
	② 入札回数	1回
	③ 提出書類	様式5-1又は5-2 入札書(及び業務委託費積算内訳書) 入札書の記載金額は税抜きとする。
	④ 提出方法	上下水道総務課へ持参、又は郵便入札時の注意事項を参照のうえ、日本郵便(株)福島中央郵便局留の一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとする。
	⑤ 提出先	福島市上下水道局 上下水道総務課 管財契約係
	⑥ 提出期限	令和8年10月6日(火)から令和8年10月26日(月)まで(必着)
18	開札について	
	① 開札日	令和8年11月2日(月) 午前10時00分
	② 開札場所	福島市役所 複合棟3階 309会議室
	③ 開札立会人	競争入札参加者の中から選出する。
	④ その他	選定された立会人以外の者でも、開札の立ち会いができるものとする。
19	入札保証金	免除
20	契約保証金	請負代金の100分の10以上の額とし、福島市上下水道局委託契約条項第2条第1項各号(以下参照)に掲げるいずれかの保証を付するものとする。 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険契約(定額填補による付保)の締結
21	支払条件・契約条項	契約書及び業務仕様書による
22	特約条項	
23	契約書作成の要否	要
24	入札の無効	本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、上下水道事業管理者により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等、入札時点において記10に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
25	入札の中止について	(ア)入札参加者が1者の場合であっても、この入札を実施する。 (イ)本件入札に関し、競争性の確保が困難と判断されるときは入札を中止することがある。 (ウ)本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。
26	落札者の決定	令和8年11月12日(木)ただし、低入札価格調査の場合を除く。

27	総合評価に関する 結果公表	落札者決定後、福島市上下水道局ホームページに掲載及び福島市上下水道局上下水道総務課にて公表する。また、入札参加者に落札者報告の通知を行う。 (公表内容:入札者、非価格評価点、入札額、合計評価点、順位、落札者等)
28	総合評価の審査結果に対する理由の説明	総合評価の審査の結果、落札者とならなかった者は、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。この場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない)に上下水道事業管理者に対し書面により行う。
29	その他	(ア)本件に係る入札参加申請時の配置予定統括責任者及び技術者はそれぞれ1名とする。なお、統括責任者及び技術者は、兼ねることができる。 (イ)書類の作成については、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。 (ウ)落札者決定後、配置予定統括責任者及び技術者の変更は認めない。 ただし、病気・死亡・退職等特別な理由により配置予定統括責任者及び技術者の変更をする場合には、事前に変更の承認を得た上で当初の配置予定統括責任者及び技術者と同等以上の者を配置しなければならない。 (エ)落札となるべき最も高い合計評価点の入札者が2人以上あるときの抽選日時、場所については、当該者へ電話等により指示する。
30	問い合わせ先	福島市上下水道局 上下水道総務課 管財契約係 〒960-8601 福島市五老内町3番1号(福島市役所7階) TEL:024-535-1118 FAX:024-535-1133
31	システム利用時間	入札情報公開システム:平日の午前6時00分から午後11時00分まで

落札者決定基準

別表1

評価項目			評価基準	評価		
1	業務体制に関する事項		① 十分な実績経験を有した統括責任者が配置されているか	2	1	0
			② ①受付業務、②メーター検針・開閉栓（精算）業務、③滞納整理業務、④給水装置業務それぞれに業務リーダー（担当責任者）が配置されているか	2	1	0
			③ 本業務委託に関する知識・技能向上のための研修計画はいくつあるか	2	1	0
			④ ①受付業務、②メーター検針・開閉栓（精算）業務、③滞納整理業務、④給水装置業務の苦情に対応するマニュアルは整備されているか	2	1	0
2	受（精算）業務、メーター検針・滞納整理業務に関する事項	企業能力に関する事項	⑤ 令和3年度以降に人口20万人以上の自治体において、①受付業務、②メーター検針・開閉栓（精算）業務、③滞納整理業務の全ての業務を元請として3年以上受託した実績はいくつあるか	2	1	0
3		受付業務に関する事項	⑥ 現金収納誤りを防ぐため、窓口での現金収受の記録はどのような手法・手段で管理するのか	2	1	0
4		メーター検針・開閉栓（精算）業務に関する事項	⑦ 水道メーター検針業務の効率化を図るための具体的な計画はいくつあるか	2	1	0
5		滞納整理に関する事項	⑧ 仕様書に記載されている内容以外で、収納率向上のための計画はいくつあるか	2	1	0
			⑨ スムーズな対応や適切な債権管理を行うため滞納整理の交渉の記録や滞納整理表の管理をどのような手法・手段で行うのか	2	1	0
6	給水装置業務に関する事項	給水装置業務の受注実績に関する事項	⑩ 令和7年度における給水装置業務の受注実績はいくつあるか	4	2	0
		給水装置窓口業務の効率化に関する事項	⑪ オンライン化やICT技術を活用するなど業務効率化の具体的な取り組みはいくつあるか	2	1	0
		給水装置工事事業者に対する施工技術の向上のための事項	⑫ 給水装置工事事業者に対する給水装置工事申請の正確向上や工事の品質向上に向けた具体的な取り組みはいくつあるか	4	2	0
7	地域貢献に関する事項		⑬ 本市企業との連携（JV、下請け、協力会社）予定は何社あるか	8	4	0
			⑭ 令和8年9月1日現在において、自治体と災害協定を締結し、過去に活動実績（訓練含む）があるか	4	2	0
小 計（非価格評価点） 配点40						
価格評価点			配点25×（最低入札価格/当該入札価格） 小数点第2位以下切り捨て			
合 計						

郵便入札時の注意事項

【1】入札参加資格の確認申請の提出においては、以下の書類を角2封筒に同封し、一般書留又は簡易書留にて送付することとし、普通郵便での送付は認めない。

①	資格確認申請書	福島市上下水道局指定の様式
②	その他	公告に定める書類

【2】郵便入札においては、以下の書類を角2封筒に同封し、一般書留又は簡易書留にて送付することとし、普通郵便での送付は認めない。

①	入札書	長形3号封筒に同封。同封筒に必要事項を明記すること。
②	業務委託費積算内訳書	福島市上下水道局指定の様式に必要事項を記入し、入札書と一緒に長形3号封筒に同封すること。
③	業務計画書	福島市上下水道局指定様式に必要事項を記入し、必要書類を入札書とは別に角2封筒に入れてください。
④	競争入札参加資格確認通知書の写し	入札書とは別に角2封筒に入れてください。

【3】長形3号封筒の記載事項(別紙郵便入札用封筒の記載例参照)

①	宛先は「福島市役所 上下水道局 上下水道総務課 管財契約係」としてください。
②	表面に契約番号、開札日、件名、商号又は名称を明記してください。
③	裏面糊付け部分には、全て代表社印により封印してください。

【4】封筒(角2)の記載事項(別紙封筒の書き方参照)

①	宛先は「福島中央郵便局留 福島市役所 上下水道局 上下水道総務課 管財契約係」としてください。
②	表面左側に朱書きで「入札参加資格確認申請提出書類在中」又は「業務計画書及び入札書在中」と明記してください。
③	表面右下に商号又は名称、住所、件名、契約番号を明記してください。

【5】郵便入札が無効となる場合

①	競争入札参加資格のない者の入札。
②	指定された郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札。
③	公告で示した入札書等の到達期限を過ぎて到達した入札。
④	1つの入札について同一のものが2通以上の入札書を提出した入札。
⑤	記名押印を欠く入札。
⑥	金額を訂正した入札。
⑦	誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
⑧	業務委託費積算内訳書が同封されていない入札及び内訳書の金額が入札書と一致しない入札。
⑨	競争入札心得や業務仕様書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札。
⑩	虚偽の申請を行った者の入札。
⑪	明らかに不正による入札と認められる入札。
⑫	その他入札に関する条件に違反してなされた入札。

【6】立会人

①	開札にあたって、当該入札参加者の中から選定した方に立会人として立会っていただきます。立会人には資格審査会後に競争入札参加資格確認通知書と併せて開札立会依頼書を郵送いたします。
②	立会人として選定された方は、やむを得ない理由がある場合を除き、開札の立会に協力していただきます。
③	代理人が立会う場合は、委任状をお持ちください。

【7】その他

一度提出した入札参加資格確認申請提出書類及び業務計画書、入札書等の差替え、撤回はできません。
--

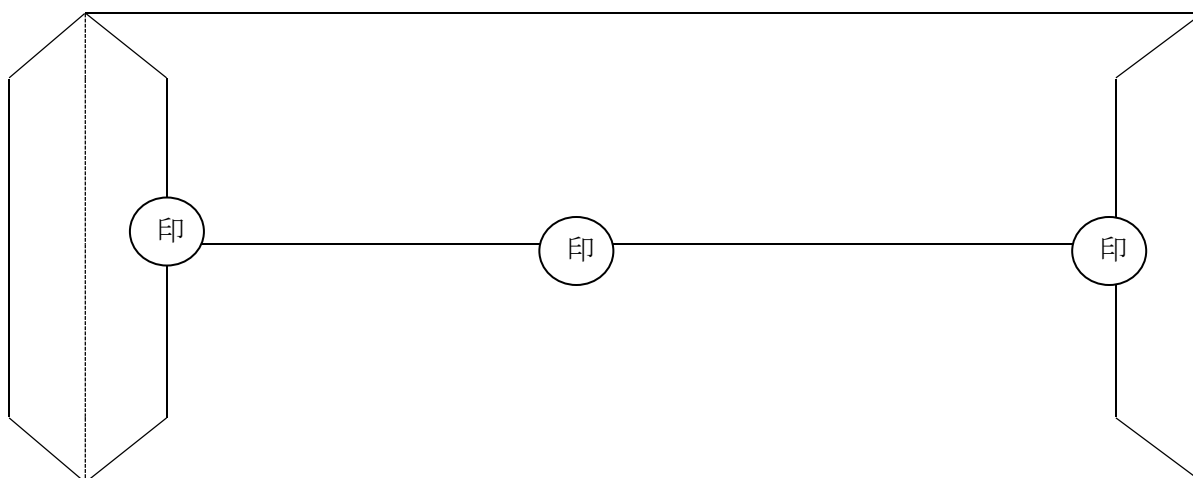
郵便入札用封筒の記載例

中封筒の書き方

表

福島市役所 上下水道局 上下水道総務課 管財契約係行		入札書在中
契 約 番 号	第8200052号	
開 札 日	令和8年11月2日	
件 名	水道料金徴収等包括業務委託	
商号又は名称	〇〇〇〇株式会社	

裏



【指定サイズ】 長形3号(長さ23.5cm、幅12cm)

【必須記載事項】 表面 ①宛先

福島市役所上下水道局上下水道総務課管財契約係 行

②契約番号

③開札日

公告に記載されている入札(開札)日を記入してください。

④件名

業務委託名を記入してください。

⑤商号又は名称

⑥「入札書在中」の記載

【封印について】 糊付けされている部分は市へ届け出ている代表者印で封印してください。

外封筒の書き方

9 6 0 — 8 7 9 9									
業務計画書及び 入札書在中	又は 入札参加資格確認申請提出書類 在中 上下水道総務課 管財契約係 御中 福島市役所 上下水道局 福島中央郵便局留								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>件名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約番号</td> <td>第8200052号</td> </tr> </table>		商号又は名称		住所		件名		契約番号	第8200052号
商号又は名称									
住所									
件名									
契約番号	第8200052号								

【指定サイズ】 角型2号（24cm×33.2cm）

【必須記載事項】

①宛先

福島中央郵便局留 福島市役所上下水道局上下水道総務課管財契約係

②一般書留又は簡易書留郵便

入札参加資格確認申請提出書類在中又は
業務計画書及び入札書在中の記載（朱書き）

③商号又は名称、住所、件名、契約番号の記載